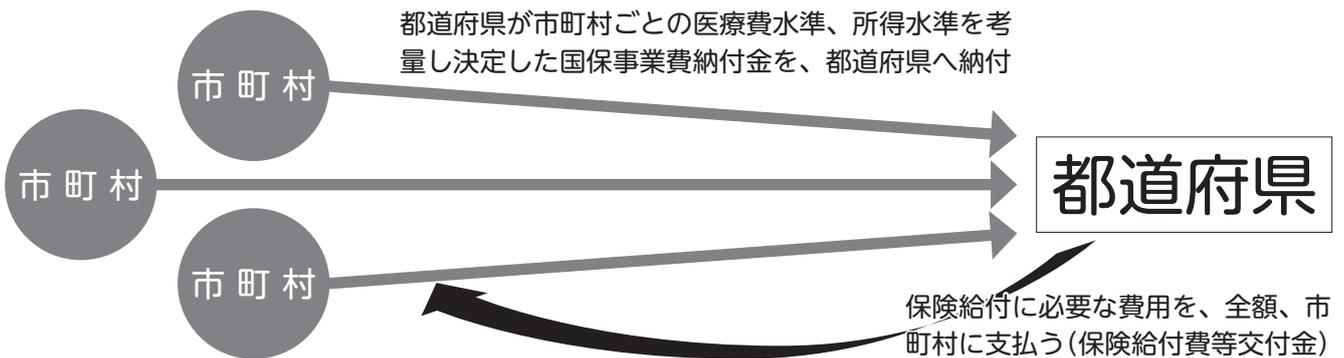


平成30年4月から 国民健康保険制度が 変わります

国民皆保険制度を将来にわたって安定的に維持していくため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、国民健康保険の収入と支出を管理します。これにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営に中心的な役割を担い、制度全体の安定化を図ることとなります。市町村は、これまでどおり、住民との身近な関係の中で、保険税の賦課・徴収、被保険者証の発行、保険給付の決定や支給、特定健診などの保健事業を担うこととなります。

【都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割(改革後の姿)】



【都道府県と市町村の主な役割】

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営	● 財政運営の責任主体	● 国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	● 都道府県ごとに国保運営方針を策定し、事務の効率化、標準化、広域化を推進	● 資格管理(被保険者証の発行等)を現行と同様に実施
保険税の決定 賦課・徴収	● 都道府県内全体の医療費を推計し、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	● 国保事業費納付金を都道府県へ納付するため都道府県から標準保険税率が示され、保険税率を決定 ● 保険税の賦課・徴収
保険給付	● 保険給付に必要な費用を全額市町村へ交付	● 保険給付の決定・支給

【その他】

- 県内の他の市町村に転出した場合でも、転出前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 平成30年度以降の被保険者証一斉更新(10月)から、保険者名には、都道府県名が表記されるようになります。

「平成30年度 生活・介護支援サポーター(8期生)養成講座」

～仲間と共に健康と生きがいがづくりの活動をしませんか～

本格的な高齢社会を迎えつつある日本では、「地域づくり」や「地域の絆」が必要と言われており、生活・介護支援サポーターは、地域や町のイベントで高齢者の介護予防を目的とする活動を行うことでその一端を担っています。自分も何かしてみたい、役立ちたい、という気持ちはあるけれど、何ができるか何から取り組めばいいのかわからない…

そんな皆さまにうってつけの講座です。1年間の学びの中で何か見えてくるものがきっとある！ぜひ、多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

対象:町内在住の方ならどなたでも申し込みできます。

※介護や福祉・介護予防の知識を生かし、地域の役に立ちたいとお考えの方、生涯現役をめざし町づくりに協力してくれる方は特にお勧めです。

会場:エコールみよた大会議室(2階)

時間:午後1時30分～午後3時30分
(受付:午後1時15分～午後1時30分)

持ち物:筆記用具、水、お茶等の飲み物、汗拭きタオル
※動きやすい服装でご参加ください。

申込締め切り:3月22日(木)(定員20名)

日程	内容	講師
4月18日(水)	開講式 高齢者の理解と対応住民主体の介護予防	包括保健師、介護高齢係
5月16日(水)	運動指導と介護予防	理学療法士 中村 崇氏
6月20日(水)	音楽療法と介護予防	音楽療法士 北畑 道子氏
7月20日(金)	ヘッドマウントディスプレイを用いた認知症疑似体験教室	石川県看護大学 清水 暢子氏
9月19日(水)	レクリエーションと介護予防	レクリエーションワーカー 宮下 泰広氏
10月17日(水)	体験「サービスC ～元気アップクラブ～」	みよた接骨院 田中 矢氏
11月14日(水)	高齢者の病気と治療	みよたファミリークリニック院長 堀口 哲男氏
12月19日(水)	「終活」ってなんだろう ～元気なうちにできること 相続・遺言・成年後見～	司法書士 山際 隆浩氏
1月16日(水)	体験(調理実習) [介護予防教室～栄養指導～]	包括保健師、町管理栄養士
2月13日(水)	認知症サポーター養成講座	認知症キャラバンメイト
3月 6日(水)	閉講式、地域のみんなで介護予防	理学療法士 中村 崇氏
3月10日(日)	介護講演会	
6～9月	介護予防事業見学実習(4回)	各実習場所

申し込み・問い合わせ先 保健福祉課地域包括支援係(31)2510

3月31日までです 予防接種忘れていませんか？

●高齢者肺炎球菌ワクチン

平成29年度接種対象の方の接種期限は平成30年3月31日です。

高齢者肺炎球菌対象者(平成29年度に次の年齢となる方)

年齢	対象生年月日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生の方
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生の方
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生の方
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生の方
85歳	昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日生の方
90歳	昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日生の方
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生の方
100歳	大正 6年4月2日～大正 7年4月1日生の方

●麻しんおよび風しん第二期

第二期(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの方)の接種期限は平成30年3月31日までです。

定期の予防接種を受けることは義務ではありませんが、「受けるように努めなければならない」とされています。予防接種にはそれぞれ適した年齢があるため、適齢期に近い時期で、お子さんが健康な時に受けるようお勧めします。なお、複数回接種が必要な予防接種の場合、接種間隔が定められていますので、ご注意ください。

定期予防接種の回数、標準的な接種年齢、対象年齢等については、平成29年度「暮らしのカレンダー」をご覧ください。健康推進係までお問い合わせください。

問い合わせ先 保健福祉課健康推進係(32)2554